

入会金及び会費規程

日本ハンドボールリーグ規約第13条の規定に基づき、入会金および会費について、「入会金および会費規程」を次のように定める。

(入会金及び会費の額)

第1条 正社員の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- ① 入会金 10,000,000円
- ② 年会費 10,000,000円

(入会金の納入期日)

第2条 正社員は、当該正社員承認の日から1か月以内に入会金を納入しなければならない。

2 前項の規定は、2024年1月31日時点で日本ハンドボールリーグに加盟していたチームには適用しない。

(会費の納入期日)

第3条 正社員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンが属する年度の8月末までに一括して納入しなければならない。

(会費の分納)

第4条 正社員は、前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められる場合には、理事会の承認を得て、シーズン期間中に分割納入することができる。

2 前項の規定に基づき分割納入する場合には、次の各号の書類を理事会に提出し、理事会の審査を受けなければならない。

- ① 一括納入が困難である合理的な理由を示す資料
- ② 分割納入に係る期間、分割して支払われる会費の金額および各支払期日を明記した資料
- ③ 前号に規定する支払期日に支払が可能であることを合理的に示す資料
- ④ その他理事会が必要と認めた資料

3 第1項に規定する理事会の承認は、前条に規定する納入期日の1ヶ月前までに開催される理事会において得なければならない。

(振込)

第5条 入会金及び会費は、JHLが指定する銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は正社員の負担とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

[附則] この規程は、2021年7月14日から施行する。

[改定] この規程は、2024年3月1日から適用する。
この規程は、2026年6月26日から適用する。